雇用調整助成金支給申請相談の為のチェックポイント
（新型コロナウイルス感染症特別対応）

社会保険労務士 渡邉　浩

はじめに

新型コロナウイルス感染症の蔓延による、休業要請や売り上げ不振などによる従業員の休業を検討せざるを得ないまたはもう休業させているなどの方々がおられると思います。雇用調整助成金の話題が、マスコミ等で盛んに報道されていますが、請求窓口もかなり混雑しており、相談の際にある程度の資料が揃っていないと折角の機会が無駄になってしまう恐れがあります。そこで、今回は最低限の確認をご自身で行って頂き、少しでも早く支給申請ができるようチェックポイントをまとめてみましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

１．申請（届出）をしようとする月の前月の売上や生産高が、前年同月と比較較して**５％以上減少**しているか？
（具体的にいつから影響をうけたのか、事業内容、取引先名、新型コロナウイルス感染症の影響と事業の関係をまとめる）

２．**休業延べ日数が所定労働延べ日数の 40 分の 1 以上**であるか？

３．休業手当が**平均賃金の６０％**以上払われているか？

※平均賃金＝休業する月の前 3 カ月の賃金総額÷その期間の総日数（歴日数）

４．支給申請は給与計算期間で行います。
流れは、**①休業の労使協定締結→②計画書提出→③休業実行→④休業手当支払い→⑤支給申請（2 カ月以内）**
※ 新型コロナウイルス特例により、6 月 30 日までは⑤の段階で①、②を提出することも可能です。

５．出勤簿、賃金台帳、労働者名簿、雇用保険被保険者番号の確認

６．前年度の年度更新（労働保険料確定保険料申告書）の控えの用意

この他、通常は雇用保険被保険者が助成金の対象ですが今回は、パート、アルバイト等も対象となっております。（6 月 30 日まで）

７．相談窓口　ハローワーク助成金デスク　**電話 078－221－5440**

〒651-0083　神戸市中央区浜辺通 2－1－30　三宮国際ビル 5 階

＜受付時間＞

8 時 30 分～17 時 15 分　※土日祝除く

※雇用調整助成金に関する相談については、完全予約制となります。

現在ご相談のため来局されている方が殺到している状況の中、待ち合い席等での新型コロナウイルスの集団感染を防止するため、完全予約制にて相談を承っております。
ご予約は、電話にてハローワーク助成金デスク（078－221－5440）までお問い合わせください。

８．支給額　休業手当額の 10 分の 9（解雇がない場合）また、今回特例措置も出ています。詳しくは別紙リーフレットを参照ください。

雇用調整助成金は請求後、実際に支給されるまで 3 カ月はかかります。資金繰り等は融資等で確保していただき、支給までお待ちください。

以上

（中小企業の方へ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 中小企業の皆様への 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業を対象とします。

【特例措置の内容】

例として、以下括弧内に平均賃金が１日８,000円である場合の助成額（※）を記載しています

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率（休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%）を掛け、１日当たりの助成額単価を求めます。

休業又は教育訓練を実施した場合

解雇等（※）を行わなかった場合

（※）解雇と見なされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

令和２年４月８日～令和２年６月30日までの期間に休業していること

- 事業主が賃金の60%の休業手当を支給する場合（事業主が4,800円の休業手当を支払った場合）
- 事業主が賃金の**60%を超えて**休業手当を支給する場合（例えば、事業主が80%の6,400円の休業手当を支払った場合）

○　新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、**これに協力して**休業等を行っている

○　以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること

②上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること

（支払率60%以上である場合に限る）

その他要件を満たした場合（詳細は裏面へ）

- 事業主が支払った休業手当等のうち、80%を国が助成
  ※令和２年４月１日から令和２年６月30日までの休業等について適用
- 事業主が支払った休業手当等のうち、90%を国が助成（国が4,320円を助成するので、事業主の負担は4,800-4,320＝480円）
- 事業主が支払った休業手当等のうち、**60%を超えた部分について100%**を国が助成（国が4,320＋1,600＝5,920円を助成するので、事業主の負担は6,400-5,920＝480円）

※対象労働者に休業手当等を多く支払っても、事業主の負担額は同じ（上記２例は、事業主の負担は同じ480円）

- 事業主が支払った休業手当等のうち、**100%**を国が助成（事業主の負担は０円）

※令和２年４月８日から令和２年６月30日までの休業等について適用

※対象労働者

１人１日当たり8,330円が上限

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020501企01

◆その他主な支給要件

	備考
①経済上の理由により 休業等を実施すること	例） ・　取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合 ・　行政からの営業自粛の要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
②生産指標要件	○　次のいずれかを満たすことが必要です。 ・　最近１か月間（計画届の提出日の属する月の前月）の売上が**前年同月**と比較して５％減少していること ・　**前年同月とは適切な比較ができない場合は、** **①　前々年同月との比較** **②　前年同月から12か月のうち適切な１か月** **と比較して５％減少していること** ※対象期間の初日が令和２年４月１日～６月30日以外の場合は10%の減少が必要
③休業規模要件	休業等の延日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/40以上であること
④短時間休業を実施する場合	対象労働者が事業所内の部門、店舗等施設ごとに１時間単位で休業する場合も助成対象となっています。
④その他共通要件	詳細は最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

◆その他主な特例措置

※詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

【助成内容・対象に関する特例】

○　教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額が引き上げられています。【中小企業：2,400円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

○　新規学卒採用者等に対し休業・教育訓練を実施し、休業手当等を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。

○　雇用保険被保険者でない労働者（ 事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）など）を休業させ、休業手当を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。

【雇用調整助成金の活用しやすさに関する特例】

○　すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和２年６月30日までは計画届の事後提出を可能としています（２回目以降の事後提出も可能としています）。

○　令和２年１月24日以降に設置した事業主も対象としています。

◆支給までの流れ

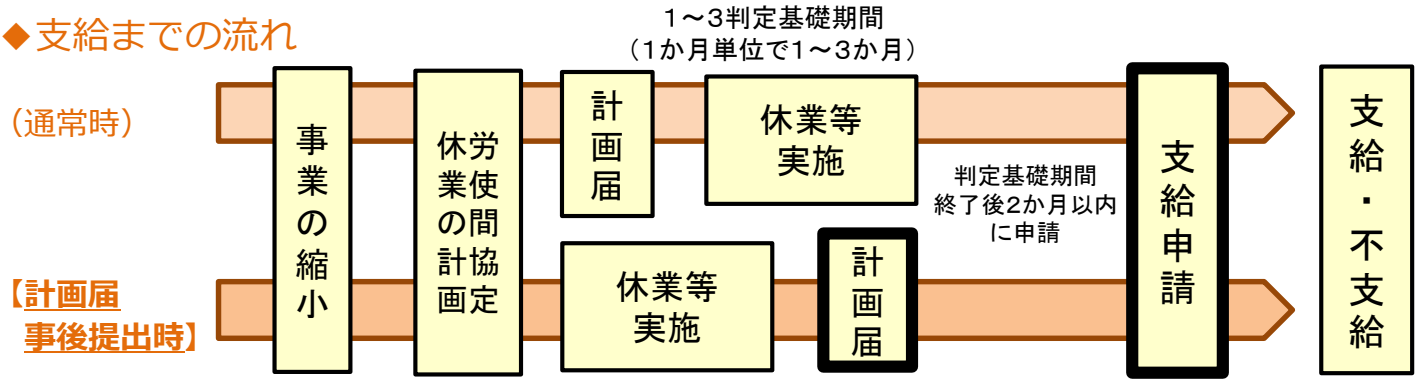

※日本政策金融公庫等や商工中金、民間金融機関による実質無利子・無担保融資もご利用ください。
詳細は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
https<https://www.meti.go.jp/covid-19/>://www.meti.go.jp/covid-19<https://www.meti.go.jp/covid-19/>/<https://www.meti.go.jp/covid-19/>